

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 7 号
件 名	公民館使用料有料化の中止を求めることについて
要 旨	<p>昨年の市長選挙のマニフェストに公民館使用料の有料化が明記され、6月議会には「公民館使用料等の制度統一」という名目で政令指定都市の中での地域の有料，無料のばらつきを解消するということがあたかも市民の声と言うがごとき方向に，行政が進んでいることに強い憤りを感じます。</p> <p>篠田市長は御存じないかもしれませんが，市民から有料化は市民の社会教育，生涯教育の場が狭められることは必至であり，保育園，幼稚園，小学校，中学校，高校等の無料化が叫ばれている今日，時代に逆行するのではないかと批判が続出しており，怒りの声が大きく燃え上がっております。</p> <p>市長は有料化の理由を「受益者負担」と「公平性の確保」としてありますが，そもそも公民館は社会教育法第20条で「生活に即する教育，学術及び文化に関する各種の事業を行い，もって住民の教養の向上，健康の増進，情操の純化を図り，生活文化の振興，社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とされています。</p> <p>この社会教育法の立場に立つならば受益者負担の発想はあり得ず，お金の心配なく，老若男女だれもがひとしく利用できるという「公平性」が確保できなくなり，公民館の設立の趣旨に逆行するものと確信するものであります。</p> <p>政令指定都市になり，今まで有料の地域の公民館があったならば，旧新潟市と歩調をあわせて無料化にすることこそが，合併した地域のプラスになり，公平性の確保だと信じます。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 9 月 14 日 文教経済常任委員会
受 理	平成 23 年 9 月 6 日 第 2 6 5 号

陳情第7号

今回の公民館使用料の有料化は行うべきでなく、市内すべての公民館使用料を無料にし、先人の公民館設立の趣旨を深く理解し、市民の生涯教育の場としてのさらなる充実をしていただくよう下記のとおり強く要望いたします。

記

- 1 公民館使用料の有料化を中止し、すべての公民館の使用料を無償とすること。